

国住指第 3643 号
令和 2 年 2 月 5 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

貴職におかれては、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 20 日付国住指第 4428 号）により通知した「改定版建築行政マネジメント計画策定指針」（以下「指針」という。）を踏まえて、建築行政マネジメント計画を策定し、円滑かつ適確な建築行政の業務の執行に努められていることに感謝申し上げます。

指針において、標準的な計画期間を 5 年間とすることとしたこと、この間、建築基準法や建築士法が改正され、社会情勢の変化に対応できるよう諸制度の見直しが行われていること等を踏まえ、これらに対応できるよう、別添のとおり指針を改定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、改定された指針を踏まえて、建築行政マネジメント計画の見直しに積極的に取り組まれるとともに、適切に業務を推進してください。

また、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、改定された指針を踏まえて、指針中の推進計画書を本年 6 月末を目途に策定し、貴職あて送付するよう依頼してください。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、指定権利者から同様の依頼を行っていることを申し添えます。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

改定版建築行政マネジメント計画策定指針

I. 建築行政マネジメント計画の位置づけ

1. 建築行政マネジメント計画策定の趣旨

各都道府県及び多くの特定行政庁においては、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」（平成 22 年 5 月 17 日付国住指第 655 号）及び「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（平成 27 年 2 月 20 日付国住指第 4428 号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」）を策定し、鋭意取り組まれているところである。

この間、建築行政の分野においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）や建築士法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 93 号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しが行なわれているところである。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、また、多くの都道府県及び特定行政庁において現在のマネジメント計画が令和元年度末に計画期間を終えることを受け、国土交通省は建築行政マネジメント策定指針を改定することとする。今回の改定では、従来の建築行政マネジメント計画策定指針の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映したものである。

引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められており、特定行政庁が中心となって、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携して、マネジメント計画において目標・目標値を設定するとともに、講ずる施策を明確にし、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証することが必要である。

このため、この指針を参考にマネジメント計画の必要な見直しを行い、引き続きマネジメント計画に基づく取組みを進めることとする。

2. マネジメント計画の策定

- (1) マネジメント計画は、原則として、都道府県及び特定行政庁が策定する。
- (2) 現在のマネジメント計画が令和元年度末に計画期間を終える都道府県及び特定行政庁においては、現在のマネジメント計画の総括を行い、令和 2 年度第 1 四半期までに新たなマネジメント計画を策定するよう努めるものとする。その他の都道府県及び特定行政庁においては、計画期間の終了にあわせ必要な見直しを行うこととする。
- (3) マネジメント計画の計画期間は、中長期的な目標を提示する観点から、原則として 5 年間とする。

(4) 都道府県にあつては、「建築行政マネジメント推進協議会」の設置等により、管内特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体、学識経験者等の意見を聴取しつつ、マネジメント計画を策定することが望まれる。この場合、都道府県及び管内特定行政庁に代えて、当該協議会がマネジメント計画の策定主体となることも考えられる。

Ⅱ. マネジメント計画策定に当たっての留意事項

1. マネジメント計画の対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

2. マネジメント計画の公表

特定行政庁はマネジメント計画を策定した後、目標を掲げ、その達成を確実なものとするために、庁内はもとより関係団体や市民に広く当該計画を公表し、理解と協力を求めることが必要である。

具体的には、策定したマネジメント計画をホームページ等で広く公表するとともに、必要に応じて、説明会等により関係者に周知するものとする。

3. 目標達成状況の把握と公表

目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標達成状況を公表することとする。

4. 取組みの見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて地域の実情を踏まえたマネジメント計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図るものとする。

Ⅲ. マネジメント計画に盛り込む内容

マネジメント計画においては、現状の課題や地域の特性等を考慮して、以下の内容を踏まえて、具体的な目標・目標値の設定、取り組むべき施策、関係者の役割分担等を取りまとめるものとする。

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。特に、建築確認審査の迅速化については、特定行政庁・指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値※について短縮を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

【目標】

- 適確な審査の徹底
- 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について〇〇日間以内を目指す 等

【施策】

特定行政庁 指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関 都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認審査等に関する指針※に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 ・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認 ・ 建築確認審査担当者の審査技術向上の取り組み ・ 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理 ・ 指定構造計算適合性判定機関・都道府県との相互の情報交換等による連携の確保 ・ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認審査等に関する指針※に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施 ・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認 ・ 構造計算適合性判定員の判定技術向上の取り組み ・ 円滑な建築行政に向けた判定日数の進捗状況管理 ・ 特定行政庁・指定確認検査機関との相互の情報交換等による連携の確保 ・ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化 等

(※平成 19 年国土交通省告示第 835 号)

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への

適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。特に、近年の共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案を踏まえ、中間検査及び完了検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめるほか、3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅について特定工程を指定することなどにより、違反建築物の発生防止に努める。

【目標】

○完了検査率の向上 等

【施策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査未受検の建築物に対する督促等の実施 ・ 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施 ・ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 ・ 地域特性を踏まえた特定工程の設定（特に3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 等

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。このため、工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行う。

【目標】

○工事監理者選定割合の向上 等

【施策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 ・ 工事監理状況報告書提出義務の徹底 ・ 工事監理業務の重要性の周知徹底 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 ・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 ・ 工事監理状況報告書提出義務の徹底 等

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

【目標】

- 仮使用認定制度の円滑な実施
- 工事中の建築物の安全確保の徹底 等

【施策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none">・ 指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成・ 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知 等	<ul style="list-style-type: none">・ 特定行政庁、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成等

(5) 建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続きの一層の効率化に向け、指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進めるとともに、特定行政庁は、建築確認の電子申請の受付に向けた検討を進めるとともに、確認審査報告の電子化への対応を進める。

【目標】

- 建築確認の電子申請の受付への対応 等

【施策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討（事前協議を含む）・ 確認審査報告の電子化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む）・ 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定・ 確認審査報告の電子化の推進

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

【目標】

○指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保 等

【施策】

都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底 ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施 ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表 等

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【目標】

○建築士事務所への計画的な立入検査の実施
○定期講習等の受講の徹底 等

【施策】

都道府県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施 ・ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施 ・ 定期講習の受講促進等の周知徹底 ・ 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督 ・ 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底 ・ 書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期講習の受講促進等、確認申請窓口における建築士制度の周知及び注意喚起の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年改正建築士法の周知徹底 ・建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底 ・構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握 ・業務報酬基準の周知 ・建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表等 	
--	--

3. 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ的確に対応することが求められている。また、多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの違反の疑いのある建築物（違法貸しルーム）が引き続き多数存在しており、これらの建築物において火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。

こうした状況を踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【目標】

○違反建築物対策の徹底 等

【施策】

都道府県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・違反情報、違反对応に関する国・特定行政庁との情報共有 ・違反建築物に関与した建築士・建築士事務所に係る調査の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物是正計画の作成（是正の優先順位の整理・目標・具体施策の整理等） ・警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保 ・違反情報、違反对応に関する国・都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有 ・違反建築物に対する違反是正要領の作成 ・違反建築物のパトロールの実施 ・違反建築物に係る是正・指導の徹底 ・違反建築物に係る情報の公表 ・重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施

	・違反建築物に関与した建築士・施工者等に 係る調査の実施 等
--	-----------------------------------

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

【目標】

○違法設置昇降機の安全対策の徹底 等

【施策】

特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握 ・構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底 等

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を推進する。

平成 26 年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備検査については、検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組む。

平成 30 年度の建築基準法改正に伴い、新たに定期報告対象建築物として特定行政庁が定めることができることとなった、建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数 3 以上でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超え 200 ㎡以下のものについては、定期報告対象建築物として積極的に指定する。

【目標】

○定期報告率の向上

○防火設備検査の徹底 等

【施策】

特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ 平成 26 年の建築基準法改正で建築基準法施行令で指定される建築物及び昇降機等を含む定期報告制度の周知徹底・ 地域の実情等を踏まえた定期報告対象建築物等の適切な指定・ 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備・ 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底・ 未報告建築物に係わる報告徴収、立入検査の実施・ 防火設備検査の周知徹底・ 平成 30 年の建築基準法改正を受けた定期報告対象建築物の指定推進・ 関係部署との連携を確保した定期報告業務講習会の実施・ 定期報告対象建築物のデータベース化・ 検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施 等

(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修をさらに促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。

また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

【目標】

○アスベスト対策の徹底

○シックハウス対策の徹底 等

【施策】

特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ アスベスト対策の周知徹底・ アスベストを有する建築物に係わるデータベース化・ アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備・ 公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表・ アスベスト対策関係部局との連携・ 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用・ 新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底 等

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。その際、必要に応じて、インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組みとの連携にも留意する。また、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

【目標】

○既存建築ストックの利用促進 等

【施策】

特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底・ 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知・ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知・ 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施・ 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用・ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備・ 既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表・ 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用・ 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用 等

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることを鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行う。また、製造メーカーの工場等に対する立入検査の実施などを含め、再発防止策の指導や緊急点検の指示など事故の発生を防止するために必要な措置を行う。その他、建築物等の所有者、管理者、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起や建築関係団体等外部組織との協力体制作りに取り組む。

【目標】

○事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組みの実施 等

【施策】

都道府県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備 ・ 円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備 ・ 事故対応マニュアルの整備 ・ 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省・都道府県への情報提供 ・ 立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底 ・ 同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示 等

(2) 災害対応

地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要である。そのため、建築関係団体等外部組織を含め関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備作りに取り組む。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行うこととする。

【目標】

○被災建築物応急危険度判定士の登録促進及び派遣体制の確保 等

【施策】

都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の連絡体制等の整備 ・ 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供 ・ 被災建築物応急危険度判定士の確保 ・ 被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上 ・ 広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保 ・ 訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底 等

6. 消費者への対応

消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【目標】

- 安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底 等

【施策】

特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者部局との連携 ・ 消費生活センターとの連携 ・ ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供 ・ 相談窓口の設置、苦情の処理体制整備 等

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。特に建築主事や確認検査員の将来の配置業務を踏まえた執行業務体制の検討が必要である。

あわせて、平成 30 年建築士法改正において、建築士試験の受験資格が改められたことにより、建築士資格に係る実務経験がなくても、建築基準適合判定資格者検定の受験が可能になったことを踏まえ、建築主事や確認検査員となりうる若手人材の育成、確保のための取組みを行う。

また、平成 26 年の建築基準法改正において、比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算（ルート 2）について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外としたところである（平成 27 年 6 月 1 日施行）。これを踏まえ、審査担当者の人材育成、確保のための取組みを行う。

【目標】

- 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修
- 建築行政に必要な執行体制の構築 等

【施策】

特定行政庁 指定確認検査機関	都道府県 指定構造計算適合性判定機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成 ・ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成 等

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備が必要である。特に、平成30年建築基準法改正により、法第6条第1項第1号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が100㎡超200㎡以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等に伴い、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の推進等の連携を実施する。

- ①警察、消防、福祉等の関係機関
- ②指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
- ③建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体
- ④建築士会・建築士事務所協会
- ⑤専門技術者団体
- ⑥日本建築行政会議
- ⑦その他協力団体（市民団体、NPO等） 等

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

【目標】

- 建築確認・検査等に係るデータベースの整備
- 各種施策の対象となる建築物の総数の把握 等

【施策】

都道府県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化・ データベース分析による課題抽出と施策検討 等	<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化・ データベース分析による課題抽出と施策検討・ 指定確認検査機関とのネットワークの構築 等

IV. 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書の作成

指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しては、指定権者から「推進計画書」を令和2年第1四半期目途に作成するよう依頼する。

○指定確認検査機関が作成する推進計画書の内容

(1) 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて具体的な取組方針を定める。例えば、以下の事項についてとりまとめる。

- ・ 確認申請受付け時点でのチェック方法
- ・ 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善
- ・ 審査体制の改善
- ・ 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換
- ・ その他確認審査手続きの迅速化のための取組み

(2) 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取組方針を定める。例えば、以下の事項についてとりまとめる。

- ・ 物件毎の進捗管理
- ・ 各特定行政庁及び指定確認検査機関におけるホームページ等、一般からの苦情を受け付ける窓口の設定
- ・ 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備
- ・ 審査員への指導等の取組み方針
- ・ その他審査バラツキ是正のための取組み

○指定構造計算適合性判定機関が作成する推進計画書の内容

(1) 構造計算適合性判定の迅速化のための取組み

適確な構造計算適合性判定を実施することを前提に、判定手続きの迅速化の取組みについて具体的な取組方針を定める。例えば、以下の事項についてとりまとめる。

- ・ 構造計算適合性判定受付け時点でのチェック方法
- ・ 判定方法（判定手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善
- ・ 判定体制の改善
- ・ 特定行政庁、指定確認検査機関との意見交換
- ・ その他構造計算適合性判定手続きの迅速化のための取組み

(2) 構造計算適合性判定の判定過程のマネジメント

判定過程のマネジメントについて具体的な取組方針を定める。例えば、以下の事項についてとり

まとめる。

- ・ 物件毎の進捗管理
- ・ 指定構造計算適合性判定機関のホームページ等、一般からの苦情を受け付ける窓口の設定
- ・ 苦情窓口を通じた指摘内容のバラツキ等の把握、指定構造計算適合性判定機関内での調査体制の整備
- ・ 構造計算適合性判定員への指導等の取組み方針
- ・ その他判定のバラツキ是正のための取組み